

別表第4（第8条関係）

外部経歴期間別号給早見表

外部経歴期間	職種	
	事務職員、技術職員	
	区分別号給	
	2 A	2 B
12月以下 ～62月	11号給	
63月 ～65月	12号給	
66月 ～68月	13号給	
69月 ～71月	14号給	
72月 ～74月	15号給	
75月 ～77月	16号給	
78月 ～80月	17号給	
81月 ～83月	18号給	
84月 ～86月	19号給	
87月 ～89月	20号給	
90月 ～92月	21号給	
93月 ～95月	22号給	
96月 ～98月	23号給	
99月 ～101月	24号給	
102月 ～104月	25号給	
105月 ～107月	26号給	
108月 ～110月	27号給	27号給
111月 ～113月		28号給
114月 ～116月		29号給
117月 ～119月		30号給
120月 ～124月		31号給
125月 ～128月		32号給
129月 ～133月		33号給
134月 ～137月		34号給
138月 ～142月		35号給
143月 ～146月		36号給
147月 ～151月		37号給
152月 ～155月		38号給
156月 ～160月		39号給
161月 ～164月		40号給
165月 ～169月		41号給
170月 ～173月		42号給
174月 ～178月		43号給
179月 ～182月		44号給
183月 ～187月		45号給
188月 ～191月		46号給
192月以上		47号給

備考

- (1) 外部経歴期間欄に掲げる月数は、初任給昇給規程別表第2に規定する基準に従い算出した月数とする。
- (2) 区分別号給欄に掲げる号給は、外部経歴期間から60月を減じて得た月数を3月（当該月数の60月を超える部分にあつては4.5月）で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を11号給に加えて算出する。